

### (3) 事件別概要

#### 昭和45年（不）第9～11号併合事件

昭45. 11. 4受付  
繰 越

申立人 (個人申立)  
高知県立A高等学校 用務員M  
高知県立B高等学校 調理員N  
高知県立C高等学校 守衛O

被申立人 Y

#### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分 of 取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

#### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和44年11月5日に申立人に対し、「昭和44年7月10日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の早期獲得と完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

#### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

#### 審査経過

昭和45年11月12日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま平成28年度に繰り越した。

## 昭和46年（不）第1号事件

昭46. 1. 21受付  
繰 越

申立人 (個人申立)  
高知県立A高等学校 用務員M

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和45年1月22日に申立人に対し、「昭和44年11月13日、X組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。このことは、地方公務員法第32条、第35条及び地方公営企業労働関係法第11条に違反する。」として、懲戒（減給）処分を行った。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人が加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合がなした昭和44年度人事院勧告の完全実施を目的とした統一行動に参加したものであって、正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和46年1月26日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま平成28年度に繰り越した。

## 昭和51年（不）第1～10号併合事件

昭和51. 2. 25受付  
繰 越

申立人 (個人申立)

高知県立A高等学校	用務員M
高知県立B高等学校	守衛N
高知県立C高等学校	技能員O
高知県立D高等学校	用務員P
高知県立E高等学校	技能員Q
高知県立F高等学校	技能員R
高知県立G高等学校	守衛S
高知県立H高等学校	技能員T
高知県立I高等学校	技師U
高知県立J高等学校	守衛V

被申立人 Y

### 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の取消し
- 2 給与上の不利益回復
- 3 陳謝文の交付

### 申立人主張の要旨

- 1 被申立人は、昭和50年2月27日に申立人に対し、「昭和49年4月11日、13日及び同年5月23日にX組合の同盟罷業に際し、上司の承認を受けずに正常な勤務をしなかった。」として、戒告処分をした。
- 2 しかしながら、申立人は、申立人らが加入するX<sub>1</sub>組合の上部組織であるX<sub>2</sub>組合及びX組合が正当な組合活動として取り組んだ賃上げ等を要求する統一行動に参加したものであって、申立人の行為もまた正当な組合活動であり、したがって、被申立人の本件処分は、この正当な組合活動に対して不利益な取扱いをなしたもので、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

### 被申立人主張の要旨

現在に至るまで答弁書の提出がない。

### 審査経過

昭和51年2月27日調査開始以来、答弁書、各側準備書面の提出がなく、審査不開始のまま平成28年度に繰り越した。

# 平成27年（不）第1号事件

平27. 2. 16受付  
繰 越

申立人 X組合

被申立人 Y法人

## 請求する救済の内容

- 1 支配介入の禁止
- 2 誠実団交の実施
- 3 謝罪文の掲示・交付

## 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第7条第2号及び第3号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 平成26年3月1日付けでX組合執行委員長Aに対して配置転換を命じたこと及び同月6日付けで休業命令を発したこと。
- (2) 平成26年4月22日にX組合の組合員Bに対して雇止め通知を送付したこと及びその後の組合からの抗議に対して不誠実な対応をしたこと。
- (3) 団体交渉における申立人の要求に対して不誠実な対応をしたこと。

## 被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は次のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) Aの配置転換は業務上の必要性に基づいて行ったものであり、休業命令も業務上の必要性及びAの体調を考慮して産業医の診断を経て行ったものである。
- (2) 雇止め通知を送付した時点においてBは組合員ではなく、また、Bに対しては労働契約期間を短縮した上で再更新について協議する旨を平成26年2月時点で提案しているため、Bが組合員であることとBの雇止めとは関係がない。
- (3) 不誠実な対応とされる一部の行為は除斥期間を経過しており、その他の行為も団体交渉において既に解決済み又は団体交渉が係属中である。

## 審査経過

平成27年7月2日 第1回調査

11月5日 第2回調査

平成28年2月25日 第3回調査

次回第4回調査を平成28年6月2日に予定して、平成28年度に繰り越した。

## 平成27年（不）第2号事件

平27.12.11受付  
新 規

申立人 X組合  
被申立人 Y社  
Z協同組合

### 請求する救済の内容

- 1 支配介入の禁止
- 2 誠実団交の実施
- 3 謝罪文の交付・掲示等

### 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は、労働組合法第7条第2号及び第3号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 被申立人代表者がX組合の組合員Aを懲憑して組合を脱退させたこと。
- (2) 団体交渉に被申立人代表者が欠席したこと及び決定権のない者を出席させたこと。
- (3) 団体交渉に被申立人代表として出席した者が確約した事項を実行しなかったこと。
- (4) 団体交渉の申入れに対して応答がなかったこと。

### 被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 代表者がAに話をしたことで、AがX組合を脱退しているため、支配介入に該当すると判断されてもやむを得ない。
- (2) 団体交渉の欠席には理由があり、また、交渉権限を有する者が出席していれば、決定権を有する者の出席までは必要ない。
- (3) 団体交渉の出席者は確約をしていない。
- (4) 団体交渉の申入れに対して応答しておらず、団体交渉拒否があったことは認める。

### 審査経過

平成28年2月8日 第1回調査

平成28年3月11日 第2回調査

次回第1回和解協議を平成28年4月22日に予定して、平成28年度に繰り越した。

## 平成28年（不）第1号事件

平28. 1. 7受付  
新 規

申立人 X組合

被申立人 Y（一部事務組合）

### 請求する救済の内容

誠実団交の実施

### 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は、労働組合法第7条第2号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 団体交渉において決定権者の出席がないこと。
- (2) 要求事項について具体的な回答を示さないこと。
- (3) 労使合意のないまま給料表の改正を行ったこと。
- (4) 施設の民間移譲先の決定通知を唐突に発出したこと。

### 被申立人主張の要旨

上記主張に対し、被申立人は、次のとおり主張し、請求の棄却を求めている。

- (1) 団体交渉への決定権者の出席は必須のものではない。
- (2) 要求事項について一定の回答を示している。
- (3) 給与表の改正は申立人から一定の理解が得られたものである。
- (4) 行政執行権の行使に係る事柄である。

### 審査経過

平成28年3月29日 第1回調査

次回第2回調査を平成28年5月18日に予定して、平成28年度に繰り越した。